

else.

出品利用規約

## 第1条

### 総則

本規約は、JFW 木質高度技術研究機構株式会社（以下「甲」という）がインターネット上で運営するショッピングモール else.[excellent life shop ecommerce]（以下「モール」という）への出品に関し、甲と出品申請者（以下「乙」という）との間の契約関係（以下「本契約」という）を定めるものである。

## 第2条

### 出品申請

- 乙は、モールにおいて物品の販売および役務の提供（以下「販売等」という）を行うこと（以下「出品」という）を希望する場合、甲所定の方法により申請を行わなければならない。
- 甲は、前項の申請を承諾した場合、乙に対し、甲が管理するサーバ（以下「サーバ」という）内の乙の出品用のページ（以下「出品ページ」という）、販売等に必要となる甲所定の WEB サイトの枠組みおよびデータベースシステム、ならびにモールおよび出品ページを構成するソフトウェアを、乙が本規約および甲乙間で適用される他の規約、ガイドラインその他の合意事項（以下あわせて「本規約等」という）に従って使用することを許諾する。
- 甲は、前項のホームページの枠組み、データベースシステムおよびソフトウェアについて、甲の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップをすることができる。
- 乙は、甲が別途定める各種のプログラムやイベントに率先して参加しなければならない。

## 第3条

### 届出事項

- 乙は、第2条の申請に際し、以下の事項をあらかじめ甲に届け出るものとし、以下の事項に変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は乙の負担とする。
  - 商号（屋号）、代表者名および住所
  - 取扱商品および役務
  - 出品についての責任者（以下「管理責任者」という）の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他甲所定の事項
  - 代金の決済方法エ. その他甲が指定する乙の業務に関する事項
- 甲が前項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。
- 甲が第1項により届出のあった乙の管理責任者の電子メールアドレス（以下「届出メールアドレス」という）に電子メールを送信した場合には、当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後 24 時間の経過のいずれか早い時点で到達したものとみなす。
- 甲が乙に対し、甲のサーバ内の甲所定のページに連絡事項を掲示した旨を届出メールアドレス宛に電子メールにより通知した場合、乙は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならない。乙による確認または当該電子メールが前項により到達したとみなされた時点から 24 時間の経過のいずれか早い時点で当該連絡事項は乙に到達した

ものとみなす。

## 第4条

### 権利の譲渡等

- 乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、モールに出品する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできない。
- 前項の承諾の手続については甲が別途定める所定の方法によるものとする。

## 第5条

### 出品ページの開設

甲は、乙に対し、第2条第1項の申込を承諾した場合、サーバ内の甲が指定する URL に乙の出品ページを開設するとともに、出品ページにアクセスするために必要となる ID およびパスワードを発行する（出品ページの開設日を以下「アカウント発行日」という）。

## 第6条

### コンテンツの表示

- 乙は、出品ページ上に、甲の定める規格に従い、販売する商品ないし提供する役務（以下「商品等」という）についての情報等（以下「コンテンツ」という）をアカウント発行日から合理的期間内に制作する。
- 乙は、前項のコンテンツの制作にあたり、次の事項を遵守する。
  - 第18条その他本規約等に反する表示をしないこと
  - わけつ、グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示をしないこと
  - 商品等に特定商取引に関する法律が適用されるか否かにかかわらず、同法11条および同法施行規則8条により表示を義務づけられた事項について表示すること
  - 前号のほか、以下の事項について表示すること

ア. 出品ページの管理責任者の氏名、電話番号および電子メールアドレス  
イ. 営業時間、定休日等  
ウ. 商品詳細についての問い合わせおよび苦情等乙宛に行うべきこと  
エ. その他甲所定の事項

- 甲は、第1項の規定に基づき乙の制作したコンテンツにつき審査を行うものとし、そのコンテンツがモールにふさわしいと認められた場合には、当該コンテンツを利用した出品を許可し、その旨を乙に通知するとともに、当該出品ページをモールの上に公開する。乙は当該通知を受領したときから、当該出品ページを利用して販売等を行うことができる。
- 乙は、出品後、第2項その他本規約等により認められる範囲内で、出品ページ上のコンテンツを改訂し、表示することができる。乙は、コンテンツについては、常に最新の情報をユーザーに提供するよう、定期的に更新を行う。
- 甲は、乙の作成したコンテンツがモールにふさわしくないと合理的に判断した場合には、その内容および表示を変更することができる。この場合、第22条第1項の規定を適用する。
- 乙が出品ページに登録可能な商品数（購入期間終了後の商品や倉庫中の商品を含む）の上限は出品形態ごとに定めるとする。

## 第7条

### 販売方法

- 出品ページを閲覧した者から商品等の注文・問い合わせ等その他出品ページの利用があった場合には、その者（以下「顧客」という）との間で、商品等の送付、代金の決済その他販売に必要な手続きを甲が指定する決済代行会社及び運搬会社を通じ甲が行う。
- 顧客に対し、取引の当事者は甲と顧客であり、販売等に伴う権利・義務は甲と当該顧客との間で発生することを明確に表示する。
- 乙はモールに出品する商品に対し品質、仕様、その他、出品掲載に明記されているそれらすべての記載事項に対し、乙の責任において商品に対する保証を行うものとする。また、顧客からの商品による専門的な事項についての問い合わせや、キャンセルまたは交換等に対し乙の責任において誠実に対応するものとする。
- 乙は、商品出品を行うにあたり、特定商取引に関する法律、不当景品および不当表示防止法、その他関係法令を遵守する。
- 顧客との間で、商品等の不着、到着遅延、（乙から顧客への商品直送の場合）瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、全て乙の責任と負担にあり、甲が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。
- 甲は、乙と顧客その他の第三者との間の紛争について、乙の同意を得ることなく、当該顧客または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

## 第8条

### 管理責任者

- 乙は、本契約に基づき出品等を行うに際して、以下の義務を負う。
  - 管理責任者および出品ページを利用した販売等に関する者に対し、モールに関するシステムおよびその利用方法を十分理解させること
  - 管理責任者に甲からのサポート等の連絡に利用するメールボックスを管理させること
- 乙は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに甲に対して通知するとともに、パスワードの変更手続きをしなければならない。

## 第9条

### 著作権等

- 出品ページに掲載する著作物およびデータベースシステムに登録する著作物については、甲が制作したものは甲が、乙が制作したものは乙が、それぞれ著作権を有する。
- 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物を出品ページに掲載またはデータベースシステムに登録する場合、事前に当該第三者から次に掲げる内容の許諾を受けなければならない。
  - 乙が利用・改変すること
  - 甲および甲のグループ会社（以下「甲」と総称する）が次項に定める範囲で利用・改変すること
  - 出品ページを閲覧した者その他甲が認める第三者が本条第4項に定める範囲で利用・改変すること

（4）甲らおよび甲が認める第三者が本条第5項に定める範囲で利用・改変すること

- 乙は、甲らに対し、前二項の乙または乙第三者の著作物およびコンテンツ（以下「乙または第三者の著作物等」という）について、甲が乙のモール、他の甲らのサービスのプロモーション、OEM 供給等のため、以下に定める媒体において、必要な範囲において本モール内または提携サイトからのハイパーリンク、本モールの OEM 供給等、甲が妥当と判断する方法により無償で利用・改変することを許諾する。なお、改変した範囲において、乙は、著作人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。

- 甲らが運営する WEB サイト、アプリケーション
  - 甲らが管理する SNS アカウント上の投稿
  - 甲らが配信するテレビ CM、新聞・雑誌等の広告
  - 甲らが運営・参加するイベントで配布する印刷物、投影資料
  - 甲らの提携企業、甲らが提供するアフィリエイトサービスの参加者が運営する WEB サイト、アプリケーション
- 乙は、出品ページを閲覧した者その他甲が認める第三者に対し、乙または第三者の著作物等について、甲が認める方法により、当該第三者が自己の管理する SNS 等の媒体で利用・改変することを無償で許諾する。
  - 乙は、甲らおよび甲が認める第三者に対し、乙または第三者の著作物等について、甲が認める方法により、甲らのサービスまたはインターネットサービスの向上に関わる研究・開発の目的で利用・改変することを無償で許諾する。
  - 前三項の規定は、本契約終了後においても引き続きその効力を有するものとする。

## 第10条

### 業務委託

- 甲および乙は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
- 前項の場合、甲および乙は当該第三者に対し、顧客情報の管理を徹底するとともに本規約等を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

## 第11条

### 契約期間

本契約の有効期間は、アカウント発行日から1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲または乙の一方から解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、乙は、解約の意思表示を行う場合には、甲所定の手続きによるものとする。

## 第12条

### 基本出品料

モールに出品する基本出品料は市場的または経済的変化等による事情がない限り甲が負担するものとする。

## 第13条

### システム利用料

- 本契約に基づき乙が利用する甲のデー

データベースシステムの利用料ならびにモールにおける取引の安全性および利便性向上のためのシステム利用料（以下あわせて「システム利用料」という）として、市場的または経済的变化等による事情がない限り甲が負担するものとする。

## 第14条

### 収益

甲はモールの維持、システムの安全性および利便性向上のため、乙から出品される商品出品価格（以下「商品設定価格」という）に対して手数料（以下「売上手数料」という。）を出品商品に応じて個々に設定するものとする。

## 第15条

### 商品代金の支払い

- 商品ページを閲覧した者から商品の注文利用があった場合、顧客から直接モールへの振込以外は甲が定める決済代行会社が行い、毎月末日締（以下「締切日」という）で計算しその翌々月の末日（休祭日の場合は翌営業日）までに、出品者の指定する銀行口座に振込送金する方法で支払う。
- 前項にもかかわらず、締切日における振込金額が3,000円未満の場合、甲から出品者への振込金額の支払いは締切日の翌日以降に繰り越されます。（※30,000円未満の場合は乙が振込手数料を負担する。）
- 出品者は、商品代金に関する決済は、甲から出品者に対して行われるものをすべてとします。前各項に定めるほか、出品者は決済に関する一切の問い合わせは、甲に対して行うものとする。

## 第16条

### 顧客情報

- 甲は、顧客の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、在学先・勤務先の名称・住所その他の属性に関する情報（以下「属性情報」という）およびモールにおける購入履歴その他モールの利用に関する情報（以下「利用情報」といい、属性情報とあわせて「顧客情報」という）の取扱いにつき、顧客から以下の承諾を得る。
  - 甲および顧客から顧客情報の共有につき許諾を受けた甲は、メールマガジンの送付等、自己の営業のために顧客情報を利用することができる。
  - 乙は、顧客の属性情報および乙の出品ページにおける利用情報を、モールの出品ページ運営のために必要な範囲で利用することができる。
- 甲は、甲が管理する顧客情報につき、顧客のプライバシー保護およびモールの信頼性維持の観点から、乙に開示する種類、範囲等について、甲が適当と判断する制限措置を講じることができる。
- 乙は顧客情報（甲から開示された情報のほか出品ページの運営に関連して乙が直接取得した情報を含む。以下同じ）を、本規約によって認められかつ第1項により顧客の承諾が得られた範囲に限り、顧客のプライバシーおよびモール全体の利益に配慮して利用しなければならない。また、乙は、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはならない。ただし、乙は、配送業務を委託している決済業者および配送業者に対して、本条と同等の守秘義務を課した上で、商品等の配送に必要な範囲で、顧客情報を開示すること

ができる。

- 乙は、本契約終了後、甲が書面で特に承諾した場合を除き顧客情報を利用することはできない。また、乙は契約終了にあたって甲の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。
- 乙は、乙が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。
- 乙は、顧客情報の漏洩が当モールの信用を毀損する等、その他運営会社に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければならない。万一、乙より顧客情報が他に漏洩した場合は、乙は、故意または過失の有無を問わず、これにより甲らにおいて生じた一切の損害および費用負担（顧客へのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む）を賠償する責任を負う。

## 第17条

### 守秘義務

- 甲および乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。
- 甲は、前項にかかわらず、法令もしくは国の機関等により要請された場合または甲が、甲、顧客、他の出品者もしくは第三者の権利、財産の保護のためもしくはモールの運営のため必要と判断した場合、国の機関等または守秘契約を締結した提携会社に対し、乙に関する個人情報を含めた情報を開示、交換することができる。
- 甲は、第1項にかかわらず、甲が、モールの運営もしくはグループ会社の事業運営のため必要と判断した場合、甲のグループ会社に対し、乙に関する個人情報を含めた情報を開示、交換することができる。

## 第18条

### 禁止事項

- 乙は、以下の行為を行ってはならない。
  - 法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為
  - 公序良俗に反する行為
  - 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
  - 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
  - 甲、他の出品者または第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
  - 第6条第3項の出品許可の前に出品ページを第三者に公開する行為（出品ページの宣伝広告およびそのURLの告知を含む）または出品ページを利用した販売等を行う行為
  - モール外の店舗の宣伝、外部WEBサイトへのハイパーリンク、電話・FAX・電子メールなどを利用したサイト外取引についての優遇措置の表示、その他の方法によ

り顧客をモール外の取引に誘引する行為

- モールの利用を通じて取得した電子メールアドレスに対し、カスタマーマーケティング広告以外の方法により広告・宣伝を内容とする電子メールの配信する行為
- 本契約終了後に、モールの出品ページ運営に関連し取得したメールアドレスその他の顧客情報を利用する行為（広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限られない）
- 甲と同種または類似の業務を行う行為
- 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
- モールに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為
- サーバその他甲のコンピュータに不正にアクセスする行為
- 甲が別途禁止行為として定める行為
- 乙は、法令により販売が禁止されている商品等、第三者の権利を侵害するおそれのある商品等、甲が別途販売禁止として乙に通知した商品等またはモールのイメージに合致しないと甲が判断した商品等の販売をすることができない。
- 乙が第1項に定める禁止行為を行った場合には、甲は、別途定めるガイドラインの規定等に従い、禁止行為の内容等に応じた違約金請求を行うことができ、乙は、違約金の支払いに直ちに應じなければならない。

## 第19条

### パスワードの管理等

- 乙は、第5条に基づき甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に甲所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行う。
- 乙は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスに際しては、甲所定の方法により、甲より発行されたIDおよびパスワードを入力しなければならない。甲は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスについて、送信されたIDおよびパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。

## 第20条

### サービスの一時停止

乙は、第2条第2項記載の甲が提供するサービス（以下「サービス」という）について、以下の事由により乙に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

- 甲のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- 甲、顧客、他の出品者その他の第三者の利益を保護するため、その他甲がやむを得ないと判断した場合における停止

## 第21条

### 出品停止等

- 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の出品の停止、乙が表示したコンテンツの削除、出品停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができる。

この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。なお、本条の定めは第26条に定める甲による本契約の解除・解約を妨げない。

- 第26条第1項に定める事由が生じたとき
- 乙の配送（直送）において商品等を購入した顧客から商品等の不着、到着遅延または返金等に関する苦情が頻発したとき
- その他甲が消費者保護の観点などから出品停止等の措置が必要と判断したとき

## 第22条

### 免責

- 甲は、乙が出品に関して被った損害（サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく出品ページの全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、乙の出品停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問わない）について、賠償する責を負わない。
- 甲は、乙に対する事前の承諾なく、モールの仕様等の変更もしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができる。
- 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、モールにおける乙の出品運営に支障が生じると甲が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

## 第23条

### 付随サービス

- 乙は、本規約に基づきサービスに付随するサービス（以下「付随サービス」という）について、第5条に基づき甲が乙に対して発行したIDおよびパスワードを使用して甲所定の方法により契約の申込をすることができる。
- 前項の当該申込に対して甲が承諾をしたときに当該付随サービスに関する契約は有効に成立する。
- 付随サービスに関する事項で、付随サービスの規約に定めのない事項については本規約の規定を準用する。

## 第24条

### 乙による解約

- 乙は、解約日の1カ月前までに甲所定の手続きに従い解約の意思表示を行うことにより、本契約を解約することができる。

## 第25条

### 出品プラン・出品形態の変更

当モールにおける出品プランおよび出品形態はすべてモール開設時における初期プランに統一されており、市場的または経済的变化等による事情がない限りプラン変更はしないものとする。

- 甲は各プランを市場的または経済的变化等により変更する場合、乙に対しプランの変更事由やその内容すべてを変更実施2カ月前までに通知または報告しなければならない。

## 第26条

### 甲による解除・解約

- 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当

した場合には、30日前に予告したうえで本契約を解除するとともに、直ちに乙の出品ページをモールおよびサーバから削除することができる。ただし第26条の3に規定する事由に該当した場合は、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出品ページをモールおよびサーバから削除することができる。

(1) 本規約等に違反したとき  
(2) 手形または小切手の不渡りが発生したとき  
(3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分を申し立てを受けたとき

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てたとき  
(5) 前三号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき

(6) 解散または営業停止状態となったとき、または営業もしくは事業の全部または重要な一部の譲渡、会社分割、自らが消滅会社となる合併を決議したとき

(7) 株主構成、役員等の変動により会社の実質的支配関係が変化したとき

(8) 甲による連絡が取れなくなったとき

(9) 取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき  
(10) 取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはモールにふさわしくないと甲が判断したとき

(11) アカウント発行日から6カ月以内に第6条3項に基づく出品（出品ページをモール上に公開する）許可がなされない場合

(12) 契約名義の如何を問わず、過去に出品契約解除になった事実が確認されたとき  
(13) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合  
(14) その他甲が乙との出品契約の継続が困難であると判断した場合

2. 甲は、事由のいかんを問わず、1カ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解約することができる。  
3. 乙が第1項各号の事由のいずれかに該当した場合には、乙は、甲からの通知催告等がなくても、甲に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。  
4. 乙が以下の事由のいずれかに該当した場合には、甲からの請求によって、乙は、甲に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。

(1) 第21条第1項に基づく出品停止措置を受けている場合で、かつ、速やかに甲の指示に従った改善措置を行わずまたは行う見込みがない場合  
(2) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合

5. 第1項、第2項または前項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

## 第26条の2

### 反社会的勢力との関係解除

1. 甲は乙が次の各号の一つにでも該当すると判断した場合は、乙に何らの催告なく本契約を解除し、直ちに乙の出品ページをモールおよびサーバから削除することができる。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という）である場合、または過去に暴力団等であった場合  
(2) 暴力団等が事業活動を支配する個人または法人であるとき  
(3) 役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がある場合

(4) 乙（乙が法人である場合はその役員）が刑事事件によって逮捕もしくは勾留された場合または乙が刑事訴訟を受けた場合

(5) 自らまたは第三者を利用して、甲または顧客に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合

(6) 甲または顧客に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合

2. 第26条3項および5項の規定は、前項により甲が本契約を解除した場合に準用する。

## 第26条の3

### 無催告解除・解約

甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出品ページをモールおよびサーバから削除することができる。

(1) 乙が反復して出品規約及びその関連規約・ガイドラインに違反する行為をした場合であって、当該行為によりモールの運営に支障を生ずるおそれがあると認められるとき  
(2) 法令等により、解除をおこなう場合であって、速やかに解除をおこなう必要があると認められるとき

(3) サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第28条1項3号において同じ。）を確保するためまたは詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為もしくは公の秩序もしくは善良の風俗に反することが明らかなる行為に対応するため、速やかに解除をおこなう必要があると認められるとき

(4) 前各号のほか、特定デジタルプラットフォームの透明性および公正性の向上に関する法律およびその関連法令その他の法令に基づき事前予告を要しない場合

## 第27条

### 準拠法、合意管轄裁判所

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙の間で訴訟の必要を生じた場合は、訴訟のいかんにかかわらず、京都地方裁判所または京都簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第28条

### 規約の変更

1. 甲は、必要と認めるときに、15日以上前に乙へ予告することにより、本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。ただし以下各号の事由に該当する場合、甲は乙へ予告なく本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。

(1) 内容の変更が極めて軽微なとき  
(2) 法令等により内容の変更をおこなう場合であって、速やかに変更をおこなう必要があると認められるとき  
(3) サイバーセキュリティを確保するため又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為もしくは公の秩序もしくは善良の風俗に反することが明らかなる行為に対応するため、速やかに変更をおこなう必要があると認められるとき

(4) 前各号のほか、特定デジタルプラットフォームの透明性および公正性の向上に関する法律およびその関連法令その他の法令に基づき事前予告を要しない場合

する法律およびその関連法令その他の法令に基づき事前予告を要しない場合

2. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、甲が変更を通知（甲のサーバ内で乙がIDおよびパスワードでアクセスできる部分に掲示した場合を含む）した後において、乙が出品を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

以上 2022年1月5日 制定

## 商品出荷に伴う利用規定

## 第1条

### 総則

1. 本規約は、JFW木質高度技術研究機構株式会社（以下「甲」という）との間でelse.[excellent life shop ecommerce]（以下「モール」という）出品規約（以下「出品利用規約」という）を承認の上、モール出品契約を締結済みの出品者（以下「乙」という）との間で顧客へ商品を出荷する際の規定を以下の通り定めるものである。

2. 本モールにおける商品出荷にあたり本規約のほか、甲が別途定める規約・規則等に従わなければならない。

3. 本規約は出品利用規約の一部となるものであり、本規約に定めのない事項については出品利用規約が適用される。また、出品利用規約に定義された用語は別段の定めがない限り、本規約においても同様の意味を有する。

## 第2条

### 商品の取扱い

本モールへの出品にともない乙は出品する商品に対して個別に甲が定める出荷形態（直送プラン）もしくは（預かりプラン）のいずれかを選択しなければならない。

## 第3条

### 商品の預かり

1. 出荷形態の倉庫発送の場合、乙は商品の出品掲載前に乙が指定した在庫数と同数の商品数を甲が指定する場所へ商品を事前に出荷しなければならない。また甲は出荷された商品の預かりについて、乙から預かる商品を誠実かつ大切に保管しなければならない。

2. 倉庫における商品保管期間は原則本モール出品契約期間中とし、最長1年とする。しかし、途中で乙からの商品出品掲載取り消しまたは乙からの事由により保管を取り消し乙へ返却する場合の出荷費用については乙が負担するものとする。

3. 商品の倉庫保管期間中に災害や天災などの不可抗力で商品が破損した場合でも甲は商品に対する一切の責任を負わないものとする。

## 第4条

### 商品の直送

1. 商品ページを閲覧した者から商品の注文利用があった場合、乙は個別に設定した直送での出荷に対し誠実かつ確実に商品

の出荷及び到着日の指定を行わなければならない。また商品の発送を実行したことを証明するために商品発送後同時に甲へ発送の伝票番号もしくは発送手続きされた証明を甲が定める所定のメールアドレスへ送信しなければならない。

## 第5条

### 商品の倉庫発送

1. 商品ページを閲覧した者から商品の注文利用があった場合、乙から預かった商品を甲の責任において確実に出荷しなければならない。また商品の発送を実行したことを証明するために商品発送後と同時に乙へ発送の伝票番号もしくは発送手続きされた証明を乙の窓口担当者（以下「管理責任者」という）のメールアドレスへ送信し報告しなければならない。

以上 2022年1月5日 制定

## 取扱禁止規定

## 第1条

### 総則

1. 本規約は、JFW木質高度技術研究機構株式会社（以下「甲」という）との間でelse.[excellent life shop ecommerce]（以下「モール」という）出品規約（以下「出品利用規約」という）を承認の上、モール出品契約を締結済みの出品者（以下「乙」という）との間で顧客へ商品を提供する際の規定を以下の通り定めるものである。

2. 本モールにおける商品提供にあたり本規約のほか、甲が別途定める規約・規則等に従わなければならない。

3. 本規約は出品利用規約の一部となるものであり、本規約に定めのない事項については出品利用規約が適用される。また、出品利用規約に定義された用語は別段の定めがない限り、本規約においても同様の意味を有する。

## 第2条

### 商品の取扱い

1. 当モールは、全ての本会員が法令等にしたがって安全かつ快適に本サービスを利用していただくため、以下の商品の出品および販売を禁止します。なお、以下の商品を本サービスに出品していると甲が判断した場合、甲は、出品者に通知することなく、当該商品を本サービスから削除できるものとし、出品者の故意または過失の有無を問わず本規約への違反行為とみなします。出品者は事前によく確認した上で本サービスを利用してください。

(1) 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇物等の禁制品  
(2) 大麻種子、合法ハーブ(脱法ハーブ)、合法ドラッグ(脱法ドラッグ)に関連する商品等  
(3) 銃砲、刀剣類、武器、火薬類、化学兵器等  
(4) アダルトビデオ、DVD、ヌード写真、アダルトグッズ、ゲーム等、18歳未満の青少年への販売を制限する情報やその他性風俗、アダルトに関する商品全般  
(5) わいせつ物、児童ポルノに関連する商品

等

- (6) 使用済み下着、制服等
  - (7) 売春、児童売春
  - (8) 賭博、富くじに関連する商品等
  - (9) 無限連鎖講、マルチ商法に関連する商品等
  - (10) たばこ（ただし、ニコチンを含まない電子タバコの販売は認めます。この場合、会員は、ニコチンを含まないことを甲および決済代行会社に証明する必要があります。）
  - (11) 現金
  - (12) 銀行口座等
  - (13) 商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券、その他の有価証券等の金券類（ただし、甲および決済代行会社から事前に販売許可を得ているものに関しては販売を認めます。）
  - (14) 偽ブランド品、模造品・海賊版（違法コピー商品等）
  - (15) マジコン、パンドラバッテリー等の違法コピーを助長させる機器または関連商品
  - (16) 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他犯罪により入手した商品
  - (17) スタンガン、催涙スプレー、法令により携行を禁止された刃物、盗聴器
  - (18) 超小型カメラ、赤外線カメラ等のうち、犯罪に使用される恐れがあると甲が判断した商品
  - (19) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等第三者の知的財産権を侵害する商品等
  - (20) コンピュータウイルスを含むソフトウェア、コピープロテクトを権限なく解除したデジタルコンテンツ、またはコピープロテクトを回避する等の方法を教示するようなもの
  - (21) ゲーム等におけるキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等のデータ等（いわゆるリアルマネートレーディング）、オンラインゲーム等のアカウント
  - (22) ビットコイン（Bitcoin）、モナコイン（Monacoin）、リップル（Ripple）等の暗号通貨
  - (23) 身体機能検査キット、医薬品（国内で販売が禁止されている医薬品を含む）、医療機器（ただし、医療機器のうち薬機法上の業許可/届出を得ている商品で甲から事前に販売許可を得ているものに関しては販売を認めます）
  - (24) 人体および人体の一部
  - (25) 動物の生体および生体の一部、生物（ただし、魚類、昆虫のうち、適法に販売することができるものに関しては販売を認めます。）
  - (26) 個人情報、営業秘密その他一般に公開されていない情報
  - (27) 販売に際して法律で義務付けられている許認可、免許、資格等の条件を満たしていない商品
  - (28) 公序良俗に違反する商品
  - (29) その他取引することが法令（特定商取引に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬および向精神薬取締法、ワシントン条約、その他関連条約等あらゆる法令を含む）に違反する商品
  - (30) お酒、飲料
  - (31) その他、甲または決済代行会社が適切ではないと判断した商品
2. 出品者が前項に定める禁止商品を出品または販売したことにより生じた直接的または間接的な損害について、甲は一切責任を負いません。

以上 2022年1月5日 制定

## else.[excellent life shop ecommerce]出品利用規約

## 出品プラン別表一覧

登録可能な商品数と月額基本出品料（税別）

| 出品形態      | 出品商品数 | 月額出品料（税別） |
|-----------|-------|-----------|
| スタンダードプラン | 無制限   | 無料        |

システム利用料（税別）

|                             | 月額出品料（税別） |
|-----------------------------|-----------|
| (1) データベースシステム利用            | 無料        |
| (2) モバイル対応サービス利用            | 無料        |
| (3) モールにおける取引の安全性および利便性向上利用 | 無料        |

出品事業者への商品代金の支払い

|           | 締日    | 支払                    |
|-----------|-------|-----------------------|
| スタンダードプラン | 毎月末日締 | 翌々月末日（休祭日の場合は翌営業日）    |
|           |       | 3,000 円未満/月の場合は翌月繰り越し |

出品事業者への商品代金の支払いに伴う振込手数料

|           | 締日    | 振込手数料                |
|-----------|-------|----------------------|
| スタンダードプラン | 毎月末日締 | 30,000 円以上の場合運営側負担   |
|           |       | 30,000 円未満の場合出品事業者負担 |

ロジスティックサービス（商品出荷）

|        | 種類   | 解説  |
|--------|------|---|
| 直送プラン  | 直送   | 商品出品申請時（物販個別申請）で直送にチェックされた商品はユーザーから注文を受けた際、運営側から発注メールが届きますので指定された日程で発送を直接お客様宛に郵送していただきます。                                     |
| 預かりプラン | 倉庫発送 | 商品出品申請時（物販個別申請）で倉庫発送にチェックされた商品は弊社が出品商品を前もってお預かりし大切に保管いたします。<br>ユーザーから注文を受けた際、運営側から注文受領メールが届きますので指定された日程で運営側がお客様宛に発送させていただきます。 |